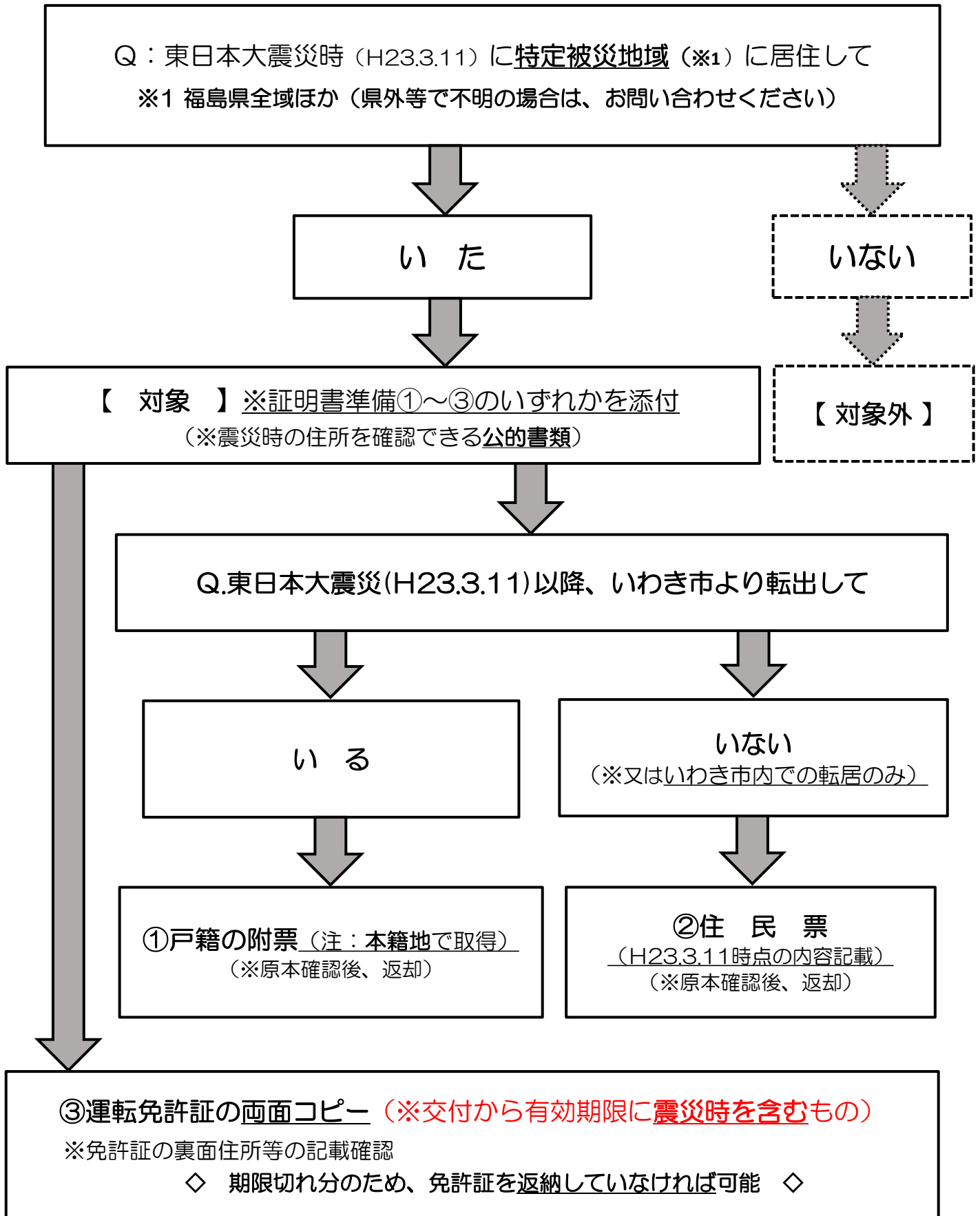


### 38条 【特定被災地域に居住していたことを証する資料について】



※震災時に、すでに就業されている被災被用者の方の証明書については不要です。  
※外国人等の場合も同様に、震災時の住所を確認できる公的書類が必要となります。